

宿泊税
特別徴収事務の手引

令和7年11月

岐阜市

目次

第1章 宿泊税の手続き概要	3
1 宿泊税の徴収方法	3
2 宿泊税の手続きの流れ	5
第2章 特別徴収義務者の登録・変更等	6
1 特別徴収義務者の登録	6
2 特別徴収義務者の登録事項の変更	8
3 営業の休止・再開・廃止	9
第3章 宿泊税の申告納入	10
1 申告納入	10
2 納入義務の免除・還付	14
3 更正の請求	15
第4章 適正な申告納入のために	16
1 納税管理人	16
2 帳簿等の記載・保存	17
3 調査	17
4 更正・決定	18
5 加算金	18
6 延滞金	19
7 不服申立て	20
第5章 その他	21
1 領収書等への表示	21
2 電子申告・電子納付	22
3 申告書等の記入の仕方	23
4 各種様式のダウンロード	38
5 申告書等の提出先・お問合せ先	38

第1章 宿泊税の手続き概要

1 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、岐阜市内に所在する、旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル・簡易宿泊所、又は住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅（以下、これらを「宿泊施設」といいます。）の宿泊者となります。

岐阜市が直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊者から宿泊税を徴収し、岐阜市へ申告と納入をしていただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額の申告と納入をしていただく必要があります。なお、特別徴収義務者には宿泊者に対する「求償権」が認められます。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）が該当します。宿泊事業者は、本市からの個別の指定行為がなくとも、特別徴収義務者となります。

ただし、これ以外の方が宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる場合（宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設の経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合など）には、その方を岐阜市が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、岐阜市財政部税制課諸税係（以下「税制課」といいます。）までご相談ください。



また、特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告、納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要がありますので、詳しくは下記のページを参照してください。

- ◆ 特別徴収義務者の登録・変更等 …… 6ページ
- ◆ 宿泊税の申告納入 …… 10ページ
- ◆ 帳簿等の記載・保存 …… 17ページ

2 宿泊税の手続きの流れ

STEP 0 旅館業の営業許可 / 住宅宿泊事業の届出

※営業開始日の前日までに旅館営業許可等を得ることができない場合は、STEP 0 と STEP 1 を並行して行うこともできます。詳しくは P7 を参照してください。

STEP 1 宿泊税特別徴収義務者の登録

「宿泊税特別徴収義務者申告書」を税制課へ提出

※施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合は、上記の申告の前に、「実質的経営者であることの申立書」を税制課へ提出してください。詳しくは P7 を参照してください。

STEP 2 宿泊者から宿泊税を徴収

1 人 1 泊につき

200 円

課税免除

- ◆年齢 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- ◆修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者



重要

課税免除の詳細は「岐阜市宿泊税について／岐阜市宿泊税のしくみ」の P7 を参照してください。

STEP 3 宿泊税の申告と納入

「宿泊税納入申告書」「宿泊税月計表」を税制課へ提出

「宿泊税納入書」により金融機関等で納入

第 2 章～第 4 章の各種手続き書類の提出先は、税制課の窓口です。（郵送も可能です。）

◆送付先◆ 〒500-8701 岐阜県岐阜市司町 40 番地 1

岐阜市役所 財政部税制課 諸税係行

なお、令和 8 年 4 月以降は、地方税共同機構が運営する「eLTAX」により、手続き書類の提出及び電子申告・電子納付が可能となります。eLTAX の利用には、事前の利用届出等が必要となります。詳しくは P22 を参照してください。

第2章 特別徴収義務者の登録・変更等

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要となります。原則、宿泊施設ごとに申請してください。

※ 令和8年4月1日時点（岐阜市宿泊税条例施行時）で既に宿泊事業を営んでいる方についても、「宿泊税特別徴収義務者申告書」の提出が必要です。

※ 各手続きは、原則、宿泊施設ごと（許可、届出の施設ごと）に行ってください。ただし、以下のすべてに該当する施設については、まとめて提出できる場合がありますので、税制課までご相談ください。

ア 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する場合

イ 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない場合

1 特別徴収義務者の登録

新たに宿泊施設の営業を開始するため旅館業法の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業法の届出をした場合は、営業を開始しようとする日の前日までに特別徴収義務者として登録するための申告を行ってください。

【提出書類】

	宿泊税特別徴収義務者申告書 記入例 P23
①	※申告者が個人の場合は、マイナンバーカード（写）又は通知カード（写）及び本人であることが確認できる書類の提出が必要です。
②	旅館営業許可書又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）
③	宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）

※実質的経営者を特別徴収義務者に指定する場合（施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合）は、上記①～③の申告書等の提出の前に、まず下記④、⑤の書類を税制課へ提出してください。その後、市からの宿泊税特別徴収義務者指定通知を受けてから１０日以内に、①～③の書類の提出をしてください。

④	実質的経営者であることの申立書
⑤	旅館営業許可等を受けている者と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写） または宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）

※特別徴収義務者である法人に合併・分割が生じた場合で、承継法人が新規の申告を行う場合は、備考欄に合併・分割前の特別徴収義務者を記入してください。

また、相続による場合で、相続人が新規の申告を行う場合は、備考欄に相続前の特別徴収義務者を記入してください。（次項「特別徴収義務者の登録事項の変更」を参照してください。）

※旅館業等の許可申請中であるなど、営業開始日の前日までに前ページ②の許可証等を添付できない場合は、②に代えて旅館営業許可申請書の控え等を提出してください。

2 特別徴収義務者の登録事項の変更

「宿泊税特別徴収義務者申告書」の申告事項（特別徴収義務者、施設名称等）に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

【提出書類】

①	宿泊税特別徴収義務者異動申告書 記入例 P34
②	〔特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地又は住所の変更等）の場合〕 （法人の場合）履歴事項全部証明書（写） （個人の場合）住民票（写）
	〔施設に係る変更の場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は変更の事実を確認できる書類等
	〔その他の変更〕 変更の内容が確認できる書類

ただし、次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の届出ではなく、従前の特別徴収義務者による「宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書」及び新たな特別徴収義務者による「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出してください。

- ア 営業譲渡、相続又は贈与
- イ 既登録時の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ウ 会社分割による別法人への業務の承継
- エ 個人事業者から法人への変更
- オ 法人の解散による個人事業者への変更
- カ その他上記に類する事項

3 営業の休止・再開・廃止

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、事前に休止の届出を行ってください。

休止期間を定めずに営業を休止する場合には、営業を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

宿泊施設の営業を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。なお、廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

【提出書類】

①	宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書 記入例 P36
②	〔営業を休止する場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）又は休止を確認できる書類（「休止のお知らせ」等）
	〔営業を再開する場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は再開を確認できる書類（「再開のお知らせ」等）
	〔営業を廃止する場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）

第3章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」及び「宿泊税月計表」を税制課へ提出し、併せてその税額を「宿泊税納入書」により最寄りの金融機関で納入してください。（eLTAXによる電子申告・電子納付も可能です。詳しくはP22を参照してください。）

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が増加される場合があります。

また、修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者について課税免除とした場合は、「学校等の行事であることの証明書」の写しも併せて提出してください。

※ 月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※ 12月の申告納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日）です。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合（次ページ参照）は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

◆特例の承認を受けた場合の申告納入期限◆

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

※ 営業を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に申告納入してください。

ア 適用要件

- ① 申請書の提出前12か月（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が240万円以下であること。
- ② 申請書を提出した月の12か月前の月の初日までに、宿泊施設の営業を開始し、かつ、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。
- ③ 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ④ 対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ⑤ 対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

◆ 条例施行前から営業する宿泊施設に対する経過措置 ◆

条例施行前から営業する宿泊施設については、条例施行後1年間（令和9年3月31日まで）は、要件①、②、④、⑤を次のとおり、読み替えてください。

- ① 申請書の提出前3か月の納入すべき宿泊税が60万円以下であること。
➡従って、令和8年度では、4～6月宿泊分の申告納入の実績に基づき特例の要件を確認し、特例申告が認められた場合は、7～8月宿泊分の申告納入期限が9月末日までとなります。（4～6月宿泊分については、特例の適用はできません。）
- ② 申請書を提出した月の12か月前の月の初日までに宿泊施設の営業を開始し、かつ、条例施行日（令和8年4月1日）までに「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。
- ④ 申請書の提出前3か月において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ⑤ 申請書の提出前3か月において、市税の徴収金を滞納していないこと。

イ 申請方法

適用を希望する場合は、「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を税制課へ提出し、申請してください。

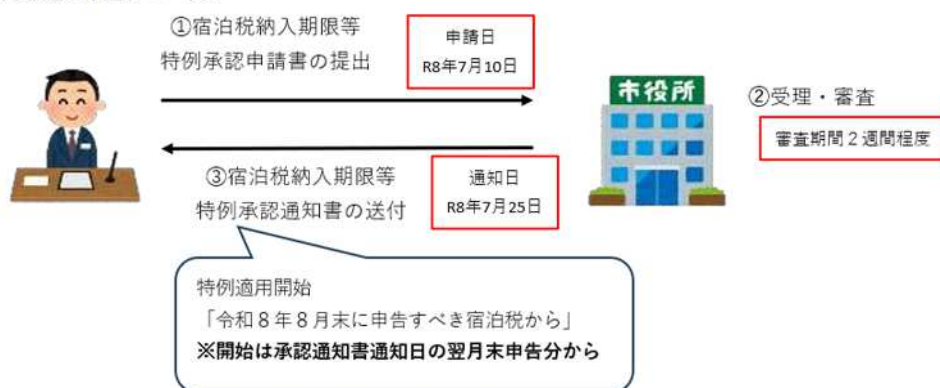
い。 **記入例 P31**

※ 申請書の審査には、2週間程度を要します。

※ 申請は、宿泊施設ごとに行う必要があります。

※ 適用を受けた方は、適用が取り消されない限り、次年度以降も継続となりますので、毎年申請する必要はありません。

<特例承認の申請フロー例>



ウ 適用の承認

申請いただいたもののうち、適用することが可能な方に対して、適用の決定を行い、承認通知書を送付します。

なお、特例の適用については、承認通知書に記載された特例の開始月からとなります。

「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告が必要となりますのでご注意ください。

*適用開始月の注意点

- ・ 特例承認後、適用開始月を記載した「宿泊税納入期限等特例承認通知書」を送付します。
- ・ 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌末日です。

（例）承認通知書の特例適用開始欄に「令和8年8月末に申告すべき宿泊税から」と記載されている場合

7月末申告（6月宿泊分）	➡	7月末日までに申告納入（原則どおり）
8月末申告（7月宿泊分）	}	9月末日までに2か月分を申告納入（特例）
9月末申告（8月宿泊分）		

エ 適用の取消し

- ① 申告納入期限までに申告納入がないなど、年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該年度末に特例の適用を取り消します。その場合、3月末日までに「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知します。
- ② 宿泊事業者において特例適用の取消しを希望される場合は、「宿泊税納入期限等特例承認取消申請書」を提出し、申請してください。
取消決定後、「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知しますので、通知書に記載された月以降から毎月申告してください。

(3) 宿泊税納入申告書

申告納入期限までに、「宿泊税納入申告書」に宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊の総数、宿泊税額その他必要な事項を記入し、提出してください。 記入例 P25

また、「宿泊税納入申告書」には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。学校行事による宿泊として課税免除とした宿泊者がいる場合は、「学校行事等であることの証明書」の写しの添付が必要です。

ア 注意点

- ・ 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です。適正な課税のため、ご協力をお願いいたします。
- ・ 申告書は、原則、宿泊施設ごとに作成する必要があります。
- ・ 郵送し、控えの返送を希望される場合は、返信用封筒（宛先記入、切手貼付）を同封してください。

※ 郵送により提出された場合は、税制課に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

（４） 宿泊税納入書

申告された宿泊税は、申告納入期限までに「宿泊税納入書」にて岐阜市の指定する下記金融機関で納入してください。[記入例 P29](#)

また、電子申告された場合は、eLTAX の共通納税システムでの電子納付も可能です。

納入場所

十六銀行、三菱 UFJ 銀行、大垣共立銀行、あいち銀行、名古屋銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、関信用金庫、岐阜商工信用組合、イオ信用組合、近畿産業信用組合、東海労働金庫、ぎふ農業協同組合、全国のゆうちょ銀行（※１）

※令和 7 年 10 月末時点です。上記金融機関に変更がある場合はご注意ください。

（※１）ゆうちょ銀行での納入をご希望の場合は、専用の用紙をお渡ししますので、税制課までお申し出ください。

ア 注意点

- ・ 1 か月分ごとに 1 部作成してください（特例を適用している場合も同様です）。
- ・ 宿泊税納入書は、原則、宿泊施設ごとに作成してください。
- ・ コンビニエンスストアでの納入、スマホアプリを利用した電子決済サービス及び口座振替は対応できません。

2 納入義務の免除・還付

（１） 納入義務の免除

実際に宿泊者から税を受け取っていなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には宿泊税を申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることができない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

詳細については、税制課にお問合せください。

◆納税義務の免除となる例◆

- ・ 宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続に入り、支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・ 宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・ 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の支払ができなくなった場合

（２） 還付

納入義務を免除した場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納金がある場合は、還付する額をこれに充当することがあります。

3 更正の請求

（１） 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求を行うことができます。

なお、更正の請求ができるのは、原則として納入期限から５年以内です。

（申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その特例納入期限から５年以内）

（２） 請求の手続

更正の請求は「宿泊税更正請求書」に理由を明記の上、税制課に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を見せていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

第4章 適正な申告納入のために

1 納税管理人

特別徴収義務者は、岐阜市内に住所、居所、事務所及び事業所（以下「住所等」という。）を有していない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、申告する必要があります。

（１） 納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に申告してください。ただし、宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がない場合がありますので、詳しくは税制課までお問合せください。

【提出書類】

①	宿泊税納税管理人（申告・承認申請）書
②	（法人の場合）履歴事項全部証明書（写） （個人の場合）住民票（写）又はマイナンバーカード（写）等

（２） 納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その変更等が生じた日から10日以内に、その旨を申告してください。

【提出書類】

①	宿泊税納税管理人（申告・承認申請）書
②	新たな納税管理人の住民票等の変更が確認できる書類（写）

2 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、岐阜市宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方法によって行う電子取引をした場合には、原則として、その電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内で保存する必要があります。ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

（１） 帳簿とは

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる業務用帳簿等に代えていただいて構いません。（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等）

保存期間は、納入申告書を提出した日の属する月の翌月の初日から起算して3月を経過した日から5年間です。

（２） 書類とは

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は、宿泊が行われた日の属する月の翌月の初日から起算して3月を経過した日から2年間です。

3 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、岐阜市の担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をお願いします。

4 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは、申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税（更正・決定）通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

5 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

（１） 過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき

更正による不足税額の10%

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%が加算されます。

（２） 不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき

申告税額の15%

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき

決定税額の15%

③ ①②の場合について、更正があったとき

更正による不足税額の15%

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき

申告税額の5%

※ ①～③の場合で納入すべき税額のうち、50万円を超える部分について、さらに5%が加算されます。

※ ④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

① 過少申告加算金に関するもの

過少申告加算金 10%に代えて35%

② 不申告加算金に関するもの

不申告加算金 15%に代えて40%

※ 一定期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告書の提出等を行った場合、加算金の割合に10%が加算されます。

6 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

【延滞金の計算方法】

ア 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額となります。

ただし、延滞金特例基準割合(※)が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+1%となります。(年7.3%を上限とします。)

※ 延滞金特例基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

イ 納期限の翌日から1か月を経過した日以後は、税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額となります。

ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+7.3%となります。

※ ただし、延滞金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

○ 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

また、その税額の金額が2,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。

- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときには、これを切り捨てます。また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金はありません。

7 不服申立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

（１） 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の指定
- 納入義務免除（還付）の決定
- 申告納入期限の特例適用者の不承認・取消 等

（２） 手続

所定の事項を記載した審査請求書を、岐阜市長あてで税制課に提出してください。

第5章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、岐阜市で定めた表記で統一してください。

日本語表記『宿泊税』

英語表記『Accommodation Tax』

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

（例１）客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

《合計の内訳に宿泊税額を計上する場合》

領 収 証		
〇〇 〇〇様		
〇〇〇号室人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	宿泊税	200円
	合 計	11,350円
〇年〇月〇日 岐阜市〇〇町〇〇番地 〇〇旅館		
印 紙	領 収 印	

《宿泊税額を別に計上する場合》

領 収 証		
〇〇 〇〇様		
〇〇〇号室人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	合 計	11,150円
上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。		
〇年〇月〇日 岐阜市〇〇町〇〇番地 〇〇旅館		
印 紙	領 収 印	

(例2) 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領 収 証		
〇〇 〇〇様		
〇〇〇号室人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,350円
	合 計	11,350円
上記金額には、宿泊税額200円が含まれております。		
〇年〇月〇日		
岐阜市〇〇町〇〇番地		
〇〇旅館		
印 紙	領 収 印	

※宿泊税の他にも税金が含まれている場合は、同様に表記が必要です。

2 電子申告・電子納付

地方税共同機構が運営する「eLTAX」による電子申告・電子納付が可能です。

各種手続きの一連の流れは、下記の URL よりご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/> PCdesk Next マニュアル - 「ガイド編【申告等】」 -

「PCdesk Next ガイド【申告等】」 - 「1.2 PCdesk Next を利用した手続きの一連の流れ」

各種手続きの詳細は、下記の URL よりご利用ください。

- ・利用届出（新規）に関すること（初回のみ） [利用するソフト：PCdesk（WEB 版）]

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/>

- ・電子申告等に関すること [利用するソフト：PCdesk Next]

<https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/>

※第2章～第4章の各種申告・申請に係る手続きでは、申請書等の様式及び必要な書類を添付してご利用いただけます。

- ・電子納付等に関すること [利用するソフト：PCdesk（WEB 版）／PCdesk（DL 版）]

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/>

3 申告書等の記入の仕方

(1) 宿泊税特別徴収義務者申告書

新たな宿泊施設の営業開始に伴い、宿泊税の特別徴収義務者として申告する際に使用します。

様式第2号（第6条関係）

		1 令和7年12月15日					
(あて先) 岐阜市長		2 住 所 (所在地) 〒500-0000 岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号 氏 名 (名 称) 株式会社 岐阜市税観光 代表取締役 岐阜 太郎 個人番号 (法人番号) 13240000000000 電話番号 058 (000) 1234					
宿泊税特別徴収義務者申告書 宿泊税の特別徴収義務者として、岐阜市宿泊税条例第8条第1項の規定により、次のとおり申告します。							
3	宿泊施設	所在地	岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号 電話番号 058 (000) 5678				
		ふりがな 名 称	ぎふしぜいほてる 岐阜市税ホテル				
		設備の概要	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>客室数 35 室</td> <td>収容人数 80 人</td> </tr> <tr> <td>延床面積 1000 m²</td> <td>地上 4 階、地下 階</td> </tr> </table>	客室数 35 室	収容人数 80 人	延床面積 1000 m ²	地上 4 階、地下 階
		客室数 35 室	収容人数 80 人				
延床面積 1000 m ²	地上 4 階、地下 階						
営業開始 (予定) 日	平成20年2月1日						
4	旅館業法の 許可・住宅 宿泊事業法 の届出	住 所 (所在地)	岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号 電話番号 058 (000) 1234				
		ふりがな 氏 名 (名 称)	ぎふしぜいかんこう 株式会社 岐阜市税観光 代表取締役 岐阜 太郎				
		営業種別	ホテル ・ 旅館 ・ 簡易宿所 ・ 民泊				
		許可番号 (届出番号)	岐阜市指令保生(許認可)第〇号				
5	施設所有者	住 所 (所在地)	岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号 電話番号 058 (000) 1234				
		ふりがな 氏 名 (名 称)	ぎふしぜいかんこう 株式会社 岐阜市税観光				
6	書類送付先	住 所 (所在地)	岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号 電話番号 058 (000) 5678				
		ふりがな 氏 名 (名 称)	ぎふしぜいほてる けいりか 岐阜市税ホテル 経理課				
7	備 考						

1 「提出年月日」欄

- 申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

2 「申請者」欄

- 特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所、氏名又は名称を記入してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。
- 個人の場合は12桁のマイナンバー（個人番号）、法人の場合は国税庁から通知の13桁の法人番号を記入してください。法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト」にてご確認ください。

3 「宿泊施設」欄

- 宿泊施設の住所又は所在地、氏名又は名称を記入してください。
- 「設備の概要」欄は、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の宿泊施設の状況を記入してください。
- 「営業開始（予定）日」欄には、施設の営業を開始する日を記入してください。

4 「旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出」欄

- 宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、氏名又は名称を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。
- 「営業種別」欄には、許可や届出をした種別を選択してください。
- 「許可番号（届出番号）」欄には、旅館業法の場合は、営業許可証に記載されている番号を記入してください。住宅宿泊事業法の場合は、標識に記載されている届出番号を記入してください。

5 「施設所有者」欄

- 施設の建物登記事項証明書に記載されている所有者の住所又は所在地、連絡先、氏名又は名称を記入してください。
- 施設の所有者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

6 「書類送付先」欄

- 申告についての問い合わせ、関係書類（納入申告書等）を送付する際、「申請者」欄の住所・氏名とは異なる宛先への送付を希望する場合に記入してください。記入の際は担当部署名まで記入してください。また、直通電話番号があれば記入してください。

7 「備考」欄

- その他、必要に応じて記入してください。（吸収合併による新規登録の場合の前事業者の法人名等）

(2) 宿泊税納入申告書

宿泊税を申告する際に使用します。

様式第10号（第8条関係）

1 令和8年6月1日					
（あて先）岐阜市長 （特別徴収義務者） 住 所（所在地） 2 岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号 氏 名（名 称） 株式会社 岐阜市税観光 個人番号（法人番号） 1 3 2 4 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 宿泊税納入申告書 宿泊税の納入について、岐阜市宿泊税条例第12条第1項の規定により、次のとおり申告します。					
3	所在地	岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号			
	名 称	岐阜市税ホテル			
	電話番号	058-〇〇〇-5678	施設番号	51357〇〇〇〇9	
4	令和8 年 4 月 宿泊分	区 分	5 宿泊数 ①	税率 ②	6 税額 ①×②
		課税対象 (1人1泊)	A 1,004 泊	200円	200,800 円
		課税免除	B 80 泊	納入すべき 金 額	200,800 円

年 月 宿泊分	区 分	宿泊数 ①	税率 ②	税額 ①×②
	課税対象 (1人1泊)	泊	200円	円
	課税免除	泊	納入すべき 金 額	円

年 月 宿泊分	区 分	宿泊数 ①	税率 ②	税額 ①×②
	課税対象 (1人1泊)	泊	200円	円
	課税免除	泊	納入すべき 金 額	円

7	納入すべき金額 合計	200,800 円
--	------------	------------------

1 「提出年月日」欄

- ☐ 申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

2 「特別徴収義務者」欄

- ☐ 特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号を記入してください。法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名、法人番号を記入してください。

3 「宿泊施設」欄

- ☐ 宿泊施設の所在地、氏名又は名称、連絡先、施設番号を記入してください。
☐ 納入申告書は、宿泊施設ごとに作成いただく必要があります。複数の施設を経営している方は、その施設の数だけ納入申告書の作成をお願いします。

4 「宿泊年月」欄

- ☐ 対象となる宿泊年月を記入してください。
☐ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の月について記載してください。特例の適用については10ページを参照してください。

5 「宿泊数①」欄

- ☐ 「A 課税対象」欄には、宿泊行為月における宿泊税の対象となる宿泊数の合計数を記入してください。
☐ 「B 課税免除」欄には、次に掲げる宿泊があった場合に、それぞれの宿泊数の合計を記入してください。
・年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
・学校の行事として行われる旅行に参加する者
※ 課税免除対象者については、「岐阜市宿泊税について／岐阜市宿泊税のしくみ」を参照してください。
☐ 月計表の月の合計欄と一致させてください。

6 「税額①×②」欄

- ☐ 「A 課税対象」欄の宿泊数に税率200円を乗じた税額を記入してください。

7 「納入すべき金額 合計」欄

- ☐ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は各月の納入すべき金額の合計額を記入してください。特例承認を受けていない場合も、1か月分の納入すべき金額を記入してください。

※宿泊税納入申告書の提出の際は、「宿泊税月計表」（次ページ参照）を必ず添付してください。

※学校の行事として行われる旅行に参加する者として課税免除とする場合は、学校長による「学校等の行事であることの証明書」の写しを必ず添付してください。

※申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出をお願いします。

※控えの返送を希望される場合は、返信用封筒（宛先記入、切手貼付）を同封してください。

(3) 宿泊税月計表

申告する宿泊対象月の宿泊数の内訳を記載し、納入申告書に添付します。

宿泊税月計表

1	令和 8 年	4 月分	2	施設番号	51357〇〇〇〇9
3	宿泊施設名	岐阜市税ホテル			

日付	4 総宿泊数	5 宿泊数（泊）			6 課税対象外	7 課税対象
		12歳以下	学校行事	計		
1	40	2		2		38
2	30	1		1		29
3	32			0		32
4	0			0		0
5	0			0		0
6	49			0		49
7	70	5		5		65
8	49	4		4		45
9	14			0		14
10	11			0		11
11	0			0		0
12	58	8		8		50
13	25			0		25
14	74	4		4		70
15	45			0		45
16	56	3		3		53
17	43			0		43
18	0			0		0
19	36	1		1		35
20	42	3		3		39
21	67	11	23	34		33
22	39	1		1		38
23	26	1		1		25
24	40			0		40
25	0			0		0
26	37			0		37
27	60	1		1		59
28	82	2		2		80
29	38	7		7	1	30
30	23	3		3	1	19
31	0			0	0	0
計	1086	57	23	B 80	2	A 1004

1 「宿泊年月」欄

☐ 対象となる宿泊年月を記入してください。

2 「施設番号」欄

☐ 岐阜市から宿泊施設ごとに割り当てている施設番号を記入してください。

3 「宿泊施設名」欄

☐ 宿泊施設名を記入してください。

4 「総宿泊数」欄

☐ 宿泊行為月における延べ宿泊数を記入してください。

5 「課税免除」欄

☐ 宿泊税の課税免除対象となる宿泊数を記入してください。なお、ここの合計欄は、宿泊税納入申告書の「B 課税免除」の欄（25ページ参照）と一致させてください。

6 「課税対象外」欄

☐ 宿泊行為はあったものの、宿泊施設による割引や優待等により宿泊料金が無料となった場合に、該当の宿泊数を記入してください。

7 「課税対象」欄

☐ 宿泊税の課税対象となる宿泊数を記入してください。なお、ここの合計欄は、宿泊税納入申告書の「A 課税対象」の欄（25ページ参照）と一致させてください。

※宿泊税月計表は記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

※申告納入期限の特例の適用を受けている場合は宿泊行為月ごとに月計表を作成してください。

(4) 宿泊税納入書

宿泊税を金融機関で納入する際に使用します。

ホームページよりダウンロードした Excel は、自動入力されます。
手書きの場合は、3片すべて同じ内容を記入してください。

様式第11号(第8条関係)

市町村コード
212016
岐阜県
岐阜市

口座番号
00870-4-960287

特別徴収義務者
住所所在地
氏名(名称)
宿泊施設名

加入者
岐阜市会計管理者

1

岐阜市税額収証書

岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号
株式会社 岐阜市税額光 様
岐阜市税ホテル
施設番号
令和8 年度
5135700009

申告年月
令和8 年 4 月

宿泊分
4

申告区分
岐阜市

納入税額
200800

延滞金

加算金

合計額
200800

納期限
令和8年6月1日

上記の金額を領収しました。

領収日
領収付印

(納入者保管)

市町村コード
212016
岐阜県
岐阜市

口座番号
00870-4-960287

特別徴収義務者
住所所在地
氏名(名称)
宿泊施設名

加入者
岐阜市会計管理者

2

宿泊税納入書

岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号
株式会社 岐阜市税額光 様
岐阜市税ホテル
施設番号
令和8 年度
5135700009

申告年月
令和8 年 4 月

宿泊分
4

申告区分
岐阜市

納入税額
200800

延滞金

加算金

合計額
200800

納期限
令和8年6月1日

上記の金額を納入します。

領収日
領収付印

(金融機関保管)

市町村コード
212016
岐阜県
岐阜市

口座番号
00870-4-960287

特別徴収義務者
住所所在地
氏名(名称)
宿泊施設名

加入者
岐阜市会計管理者

3

宿泊税領収済通知書

岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号
株式会社 岐阜市税額光 様
岐阜市税ホテル
施設番号
令和8 年度
5135700009

申告年月
令和8 年 4 月

宿泊分
4

申告区分
岐阜市

納入税額
200800

延滞金

加算金

合計額
200800

納期限
令和8年6月1日

指定金融機関名
(取りまとめ店)
十六銀行

上記の金額を領収しました
ので通知します。

領収日
領収付印

(あて先)岐阜市会計管理者

受付店(局)→取りまとめ店→岐阜市(保管)

1 「特別徴収義務者」欄

☐ 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称、宿泊施設名を記入してください。

2 「年度」「申告年月」欄

☐ 「年度」欄には、課税年度を記入してください

☐ 「申告年月」欄には、対象となる宿泊年月を記入してください。

3 「施設番号」欄

☐ 岐阜市から宿泊施設ごとに割り当てている施設番号を記入してください。

4 「申告区分」欄

☐ 申告・修正・更正より該当の区分を記入してください。

・申告：通常の申告の場合

・修正：修正申告をした場合

・更正：「宿泊税（更正・決定）通知書」に基づき納入する場合

5 「納入税額」欄

☐ 「納入税額」欄に申告納入すべき宿泊税額を右づめで記入してください。

※当該施設の納入申告書に記入した税額と一致していることを確認してください。

※申告納入期限の特例を受けている場合は、宿泊年月ごとの「納入すべき金額」を記入してください。

6 「納期限」欄

☐ 当該月分の申告納入期限を記入してください。申告納入期限については、10ページを参照してください。

※申告納入期限の特例の適用を受けている場合には、宿泊行為月ごとに1枚（計3枚）納入書を作成してください。

※この納付書は3片1組になりますので、キリトリ線で切り離さず、3片セットで金融機関へ提出してください。

※領収証書は5年間保管してください。

「宿泊税納入申告書」「宿泊税月計表」「宿泊税納入書」は、岐阜市のホームページ（ページ番号1035491）よりExcel形式のものをダウンロードできます。Excel形式のものは、「宿泊税月計表」を入力すると、他の2つ「宿泊税納入申告書」と「宿泊税納入書」に自動反映されます。

(5) 宿泊税納入期限等特例承認申請書

申告納入期限の特例の適用を申請する場合に使用します。

様式第12号（第9条関係）

					1		令和9年4月1日	
(あて先) 岐阜市長								
(特別徴収義務者)								
住 所 (所在地)								
岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号								
氏 名 (名 称)								
2		株式会社 岐阜市税観光						
		代表取締役 岐阜 太郎						
		個人番号 (法人番号) 1324〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇						
宿泊税納入期限等特例承認申請書								
宿泊税の納入申告書の提出及び宿泊税の納入期限に係る特例の承認について、岐阜市宿泊税条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。								
3	宿泊施設	所在地	岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号					
			電話番号 058 (〇〇〇) 5678					
		名 称	岐阜市鞆飼ホテル					
		営業開始日	平成20年2月1日	施設番号	51357〇〇〇〇9			
4	対象期間	令和8年4月 ~ 令和9年3月						
5	対象期間における宿泊税の納入すべき金額	120,000円						
6	岐阜市宿泊税条例第12条第3項の規定による承認の取消しの有無	有 (年 月 日取消し) 無						
7	対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の有無	有 (年 月 日決定) 無						
8	対象期間における市税に係る徴収金の滞納の有無	有 無						

1 「提出年月日」欄

- ☐ 申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

2 「特別徴収義務者」欄

- ☐ 特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号を記入してください。法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名、法人番号を記入してください。

3 「宿泊施設」欄

- ☐ 承認を受けようとする宿泊施設の住所又は所在地、氏名又は名称、営業開始日を記入してください。
- ☐ 岐阜市から宿泊施設ごとに割り当てている施設番号を記入してください。
- ☐ 申請書は、宿泊施設ごとに作成していただきます。複数の施設を経営している方は、特例の承認を受けようとするその施設の数だけ申請書の作成をお願いします。

4 「対象期間」欄

- ☐ 申請書の提出する日の属する月の前12か月間を記入してください。

5 「対象期間における宿泊税の納入すべき金額」欄

- ☐ この申請書を提出する日の属する月の前12か月間において、納入すべき宿泊税の合計額を記入してください。
- ☐ 上記の金額が240万円を超える場合は、特例の承認を受けることはできません。

6 「岐阜市宿泊税条例第12条第3項の規定による承認の取消しの有無」欄

- ☐ 過去に申告納入期限の特例の適用の取消しを受けている場合は、「有」に○を付け、「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書（様式第14号）」の通知年月日を（ ）内に記入してください。過去に適用の取消しを受けていない場合は、「無」に○を付けてください。
- ☐ 取消しの日から1年を経過していない場合は、特例の承認を受けることはできません。

7 「対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金決定の有無」欄

- ☐ この申請書を提出する日の属する月の前12か月間において、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けた場合は、「有」に○を付け、「宿泊税（更正・決定）通知書（様式第17号）」の通知年月日を（ ）内に記入してください。決定を受けていない場合は、「無」に○を付けてください。
- ☐ この期間に加算金額等の決定を受けている場合は、特例の承認を受けることはできません。

8 「対象期間における市税に係る徴収金の滞納の有無」欄

- ☐ この申請書を提出する日の属する月の前12か月間において、市税（宿泊税に限りません）の滞納がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○を付けてください。
- ☐ この期間に市税の滞納があった場合は、特例の承認を受けることはできません。

◆条例施行前から営業する宿泊施設に対する経過措置◆

条例施行前から営業する宿泊施設については、条例施行後１年間（令和９年３月３１日まで）は、項目④、⑤、⑦、⑧は次のとおりとなります。

④「対象期間」欄

- ☐ 申請書の提出する日の属する月の前３か月間を記入してください。

⑤「対象期間における宿泊税の納入すべき金額」欄

- ☐ この申請書を提出する日の属する月の前３か月間において、納入すべき宿泊税の合計額を記入してください。
- ☐ 上記の金額が６０万円を超える場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑦「対象期間における宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金決定の有無」欄

- ☐ この申請書を提出する日の属する月の前３か月間において、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けた場合は、「有」に○を付け、「宿泊税（更正・決定）通知書（様式第１７号）」の通知年月日を（ ）内に記入してください。決定を受けていない場合は、「無」に○を付けてください。
- ☐ この期間に加算金額等の決定を受けている場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑧「対象期間における市税に係る徴収金の滞納の有無」欄

- ☐ この申請書を提出する日の属する月の前３か月間において、市税（宿泊税に限りません）の滞納がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○を付けてください。
- ☐ この期間に市税の滞納があった場合は、特例の承認を受けることはできません。

(6) 宿泊税特別徴収義務者異動申告書

特別徴収義務者として登録している事項（特別徴収義務者、施設の名称、書類送付先等）に変更があった場合に使用します。

様式第4号（第6条関係）

		1	令和8年6月5日
(あて先) 岐阜市長			
(特別徴収義務者)			
住 所 (所在地)			
岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号			
2	氏 名 (名 称)		
株式会社 岐阜市税観光			
代表取締役 岐阜 太郎			
個人番号 (法人番号) 1324〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
宿泊税特別徴収義務者異動申告書			
宿泊税の特別徴収義務者の申告事項の変更について、岐阜市宿泊税条例第8条第2項の規定により、次のとおり申告します。			
3	宿泊施設	所 在 地	岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号
		名 称	岐阜市税ホテル
		施設番号	51357〇〇〇〇9
4	変 更 日	令和8年6月1日	
5	変 更 項 目	特別徴収義務者 ・ 宿泊施設 ・ 旅館業法等の許可等 ・ 施設所有者 ・ 書類送付先 ・ その他 ()	
6	変 更 内 容	変 更 前	施設名称 「岐阜市税ホテル」
		変 更 後	施設名称 ぎふしうかいほてる 「岐阜市鞆銅ホテル」

1 「提出年月日」欄

- ☐ 申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

2 「特別徴収義務者」欄

- ☐ 特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号を記入してください。法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名、法人番号を記入してください。

3 「宿泊施設」欄

- ☐ 宿泊施設の住所又は所在地、氏名又は名称を記入してください。
☐ 岐阜市から宿泊施設ごとに割り当てている施設番号を記入してください。

4 「変更日」欄

- ☐ 変更日を記入してください。

5 「変更項目」欄

- ☐ 「宿泊税特別徴収義務者申告書」の各項目の中で変更のあった項目を選択してください。

6 「変更内容」欄

- ☐ 変更内容を具体的に記入してください。
☐ 名称等の変更の場合は、ふりがなも記入してください。
☐ 変更内容が複数ある場合には、すべてご記入ください。

(7) 宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合、営業を再開する場合、営業を廃止する場合に使用します。

様式第5号（第6条関係）

1

令和8年8月30日

（あて先）岐阜市長

（特別徴収義務者）

住 所（所在地）

岐阜市〇〇〇町1丁目1番1号

2

氏 名（名 称）

株式会社 岐阜市税観光

代表取締役 岐阜 太郎

個人番号（法人番号） **1 3 2 4 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇**

宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書

宿泊施設の営業の休止、再開又は廃止について、岐阜市宿泊税条例第8条第3項から第5項までの規定により、次のとおり届け出ます。

3

宿泊施設

所 在 地

岐阜市〇〇〇町2丁目2番2号

電話番号 **058（〇〇〇）5678**

名 称

岐阜市鞆銅ホテル

施設番号

51357〇〇〇〇9

4

申 告 区 分

☒ 休止 ☐ 再開 ☐ 廃止

5

休 止 期 間

令和8年9月10日から令和8年10月31日まで（予定）

6

再開又は廃止の日

7

休止又は廃止の理由

施設改装工事のため営業を休止します。

休止中の連絡先

058（〇〇〇）9876 経理課

1 「提出年月日」欄

- ☐ 申告書の提出年月日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

2 「特別徴収義務者」欄

- ☐ 特別徴収義務者の住所、氏名、個人番号を記入してください。法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名、法人番号を記入してください。

3 「宿泊施設」欄

- ☐ 宿泊施設の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。
☐ 岐阜市から宿泊施設ごとに割り当てている施設番号を記入してください。

4 「申告区分」欄

- ☐ 該当する項目の□にチェックを入れてください。

<以下については、申告する内容に応じて、該当する欄に記入してください>

5 「休止期間」欄

- ☐ 休止期間の年月日を記入してください。
☐ 休止期間を定めずに営業を休止する場合は休止開始日のみを記載してください。
※休止届出をした場合、営業再開時にも必ず届出書を提出してください。

6 「再開又は廃止の日」欄

- ☐ 再開又は廃止の日の年月日を記入してください。

7 「休止又は廃止の理由」欄

- ☐ 具体的に記入してください。

4 各種様式のダウンロード

手続きに必要な各種様式は、岐阜市ホームページ（ページ番号 1035491）に掲載しております。必要に応じ、ダウンロードしてご利用ください。

また、ダウンロードが難しい場合は税制課窓口でもお渡しできますので、お問合せください。

5 申告書等の提出先・お問合せ先

岐阜市財政部税制課諸税係宿泊税担当

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 市庁舎3階

TEL 058-265-3908

メールアドレス zeimu@city.gifu.gifu.jp

ホームページ <https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/1034237/1035491.html>

◆宿泊税の制度内容に関しては **ぎふ魅力づくり推進政策課** へお問合せください。

岐阜市ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 市庁舎10階

TEL 058-265-3980

メールアドレス gifumiryoku-sei@city.gifu.gifu.jp